

一般競争入札の公告について（第5回福岡県ワンヘルス国際フォーラム運営等業務）

公告

下記業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年9月19日

福岡県ワンヘルス国際フォーラム大会本部長 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

第5回福岡県ワンヘルス国際フォーラム運営等業務

(2) 委託業務の内容

福岡県ワンヘルス国際フォーラム実行委員会が主催する「第5回福岡県ワンヘルス国際フォーラム」の運営、広報、主催者が指定する講演者等との連絡調整、謝金、旅費の支払い等の業務を行うもの。

(3) 履行期間

契約の日から令和7年3月21日（金曜日）まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次に該当する者

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者。（競争入札参加資格者名簿登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。

(2) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加業種区分が「13-06（サービス業種その他（広告宣伝）」または「13-11（サービス業種その他（その他）」であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがな

されている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去2年間の間に、「福岡県ワンヘルス国際フォーラム」と同等の規模の国際会議を運営した実績を有すること。
※同等の規模の会議とは、100名以上が参加した国際会議を指す。
- (6) 福岡県内に本店、支店、事業所等を有すること。

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福岡県ワンヘルス国際フォーラム実行委員会事務局

（アジア獣医師会連合（FAVA）ワンヘルス福岡オフィス内）

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡13階

電話番号 092-791-1306

FAX 番号 092-791-1307

メール fava.fukuoka06@fof.or.jp

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 期間等

令和6年9月19日（木）から令和6年9月30日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

(2) 場所

4の場所に同じ

6 仕様等に関する質問及び回答

仕様等に関する質問は、「応募に関する質問・回答書」（様式第4号）をファックス又は電子メールで提出することにより行うこと。電話、来訪により質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和6年9月19日（木）から令和6年9月30日（月）までの午前9時から午後5時まで（必着）とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2) 回答

質問及び回答内容は、入札参加申請書の提出があった全ての者に対し、申請書に記載のあった連絡先にファクシミリ又は電子メールで令和6年10月3日（木）までに通知する。

7 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、下記の（３）に掲げる書類を直接持参（土曜日、日曜日、祝日には受領しない。）又は郵送（書留郵便、特定記録郵便等、追跡可能な方法の郵便に限る。申込受付期間内に必着のこと。）により提出するものとする。

（１）申込受付期間

令和6年9月19日（木）から令和6年9月30日（月）までの午前9時から午後5時まで（必着）とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

（２）提出場所

4の場所に同じ

（３）提出書類

入札参加申請書（様式第1号）

業務履行実績調書（様式第2号）

（４）提出方法

持参（土曜日、祝日、日曜日には受領しない。）又は郵送（書留郵便、特定記録郵便等、追跡可能な方法の郵便に限る。申込受付期間内に必着のこと。）とする。

（５）その他

ア 入札参加の申込みをしない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出書類は返却しない。

8 入札の場所、日時及び方法

（１）提出場所

アジア獣医師会連合（FAVA）ワンヘルス福岡オフィス

（２）日時

令和6年10月10日（木）午前10時30分

（３）入札方法

ア 持参（ただし、土曜日、日曜日、祝日には受領しない。）又は郵便（書留郵便、特定記録郵便等、追跡可能な方法の郵便に限る。令和6年10月9日（水）までに必着のこと。）で行う。

イ 代理人が入札に参加するときは、委任状（別紙様式）を提出し、入札書には、会社名及び代表者と代理人の氏名を併記すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額（消費税不課税分含む）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 開札の日時、場所及び方法等

- (1) 開札の場所は、8の(1)に同じ。
- (2) 開札の日時は、8の(2)の入札終了後、直ちに行う。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 落札者が不在の場合の措置

開札の結果、落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

なお、再度の入札を行う場合において、12に規定する無効入札をした者は、これに加わることができない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 福岡県ワンヘルス国際フォーラム実行委員会を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）及びそれらが事務局を担っている実行委員会等との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 福岡県ワンヘルス国際フォーラム実行委員会を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）及びそれらが事務局を担っている実行委員会等との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

- (3) 上記の「規模をほぼ同じくする契約」とは、契約金額の2割に相当する金額より高い金額の契約とする。

1.2 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保が期限までに納付されない又は上記1.1の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

1.3 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1.4 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。